

平成30年第2回紀の川市議会定例会 第4日

平成30年 6月29日(金曜日) 開議 午前 9時28分

閉会 午前10時11分

◎議事日程(第4号)

- 日程第1 議案第68号 工事請負契約の締結について(荒川中学校校舎等改築工事)
- 議案第69号 紀の川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第2 議案第70号 紀の川市国民健康保険直営診療施設条例の一部改正について
- 議案第71号 紀の川市介護保険条例の一部改正について
- 日程第3 議案第72号 平成30年度紀の川市一般会計補正予算(第1号)について
- 日程第4 議員提出議案第1号 2025日本万国博覧会の大阪・関西への誘致に係る決議について
- 日程第5 議員派遣の件について
- 日程第6 閉会中の継続審査及び調査の申し出について
- 日程第7 本会議における発言の訂正について

◎本日の会議に付した事件

議事日程(第4号)のとおり

○出席議員(22名)

1番 門 眞一郎	2番 上 野 宗彦	3番 仲 谷 妙子
4番 船 木 孝明	5番 中 尾 太久也	6番 太 田 加寿也
7番 石 脇 順治	8番 並 松 八重	9番 中 村 まき
10番 大 谷 さつき	11番 阪 中 晃	12番 榎 本 喜之
13番 高 田 英亮	14番 川 原 一泰	15番 森 田 幾久
16番 村 垣 正造	17番 堂 脇 光弘	18番 竹 村 広明
19番 石 井 仁	20番 杉 原 勲	21番 室 谷 伊則
22番 坂 本 康隆		

○欠席議員(0名)

○説明のため出席した者の職氏名

市長	中村 慎司	副市長	林 信良
市長公室長	西川 直宏	企画部長	今城 崇光
総務部長	金岡 哲弘	危機管理部長	中浴 哲夫
市民部長	尾上 之生	福祉部長	橋本 好秀
農林商工部長	神徳 政幸	建設部長	前田 泰宏
会計管理者	浅野 徳彦	上下水道部長	上中 勝彦
農業委員会事務局長	吉川 博造	教育長	貴志 康弘
教育部長	山野 浩伸		

○議会事務局職員

事務局長	中野 朋哉	事務局次長	柏木 健司
議事調査課主幹	片山 享慈	議事調査課主幹	岩本 充晃

（開議 午前 9時28分）

○議長（坂本康隆君） おはようございます。

それでは、定足数に達しておりますので、ただいまから平成30年第2回紀の川市議会定例会4日目の会議を開きます。

これより、議事に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 議案第68号 工事請負契約の締結について（荒川中学校校舎等改築工事）
議案第69号 紀の川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償
に関する条例の一部改正について

○議長（坂本康隆君） 日程第1、議案第68号 工事請負契約の締結について（荒川中学校校舎等改築工事）及び議案第69号 紀の川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についての2議案を一括議題といたします。

ただいま議題としました2議案につきましては、過日の本会議において、総務文教常任委員会に審査を付託していたものであります。

委員会審査報告書が提出され、お手元に配付しておりますので、総務文教常任委員会委員長に審査結果の報告を求めます。

11番 阪中 晃君。

○11番（阪中 晃君）（登壇） おはようございます。

それでは、総務文教常任委員会における審査の経過並びに結果について御報告いたします。

当委員会は、去る6月12日の本会議で付託されました議案2件について、6月19日に本庁舎6階委員会室1において、全委員の出席を得て委員会を開催し審査を行いました。

審査の結果、本委員会に付託された議案2件については、全て全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しております。

委員会における各委員の質疑の主なものは、次のとおりです。

議案第68号 工事請負契約の締結について（荒川中学校校舎等改築工事）では、予定価格、請負率、最低制限価格についてただしたのに対し、予定価格は16億4,311万2,000円、落札率は91.4%、最低制限価格は議決案件であり議会で議決後に公表となっているとの答弁でした。

また、当初予算で18億5,000万円が措置されているのですが、総事業費として変わらないのかとただしたのに対し、入札差額について、先で変更契約があるかわからないので、今はその事業費で行きたいとの答弁でした。

また、工期をただしたのに対し、校舎本体は、平成31年夏休みをめどに完成し、その後、旧校舎の解体、周辺整備等を行い、平成32年3月31日終了で計画しているとの答

弁でした。

議案第69号 紀の川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については、部活動指導員の雇用形態、管理、任用期間についてただしたのに対し、雇用形態は、校長の推薦で教育委員会が辞令を出し、管理については、現場で指揮をとるのは校長で、管理は教育委員会です。任用期間については、任用した日から任用した日の属する年度の末日との答弁でした。

また、指導員に事故があった場合の補償についてただしたのに対し、労働者災害補償保険法の定めるところによる労務災害のほうに加入して保障するという答弁でした。

また、指導員が指導中に生徒をけがさせてしまった場合の補償についてただしたのに対し、けがをすれば日本スポーツ振興センターの災害共済給付の対象で、指導員の過失の場合は国家賠償法の適用になるとの答弁でした。

その答弁を受け、教育委員会が辞令を出すのが、責任は教育委員会ではなく自治体が国家賠償法に基づいて対応するのかとただしたのに対し、教育委員会も地方自治体の中の行政機関で、地方自治体が責任を持つという解釈であり、正規の教諭と同じ扱いになるという答弁でした。

また、当初予算で示された時給1,650円から1,600円になった理由についてただしたのに対し、県から示された指針により減額したとの答弁でした。

以上で、当委員会の審査報告を終わります。御審議よろしくお願いいたします。

○議長（坂本康隆君） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 質疑なしと認めます。

それでは、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております2議案については、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより、順次採決を行います。

お諮りいたします。

議案第68号 工事請負契約の締結について（荒川中学校校舎等改築工事）は、委員長の報告は可決とするものであります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第68号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第69号 紀の川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については、委員長の報告は可決とするものであります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第69号は、原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第70号 紀の川市国民健康保険直営診療施設条例の一部改正について

議案第71号 紀の川市介護保険条例の一部改正について

○議長（坂本康隆君） 次に、日程第2、議案第70号 紀の川市国民健康保険直営診療施設条例の一部改正について及び議案第71号 紀の川市介護保険条例の一部改正についての2議案を一括議題といたします。

ただいま議題としました2議案につきましては、過日の本会議において、厚生常任委員会に審査を付託していたものであります。

委員会審査報告書が提出され、お手元に配付しておりますので、厚生常任委員会委員長に審査結果の報告を求めます。

17番 堂脇光弘君。

○17番（堂脇光弘君）（登壇） それでは、厚生常任委員会における審査の経過並びに結果について御報告いたします。

当委員会は、去る平成30年6月12日の本会議で付託されました議案2件について、平成30年6月20日、本庁6階委員会室1において、全委員の出席を得て委員会を開催し、審査を行いました。

慎重審議の結果、全ての議案について、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しております。

委員会における委員の主な質疑の内容は、次のとおりです。

議案第70号 紀の川市国民健康保険直営診療施設条例の一部改正については、指定管理を視野に条例改正に至った経緯をただしたのに対し、運営状態の悪化、地区の過疎化・高齢化が進む中で、在宅医療において住民が必要とする医療を適切に提供をしていくため、財政状況を考慮し、現状の診療所体制のままでは継続困難な時期を迎えることは否定できないと考え、直営診療の継続か、運営改善かとしての指定管理者制度の導入かを検討するためとの答弁でした。

また、今、診療所の運営は、国保会計から繰入金が入っていると思うが、指定管理になっても繰り入れられるのかとただしたのに対し、指定管理制度を導入した場合、運営に関しては今後決めていくことになるが、仮に指定管理となった場合、指定管理料等が発生する可能性もあるので、その分については一般会計から繰入金で支払うことになるので、繰り入れは続くと考えているとの答弁でした。

さらに、今後のスケジュール等についてただしたのに対し、選定委員会を立ち上げ、要綱を決めてから、その要綱に基づき公募を行う。その後、選定委員会において選定し、決定する。平成31年4月からの管理開始を目指している。また、万が一応募がない場合は、次の手だてを打っていきたいと考えており、予定の時期がずれても診療所の運営自体を閉めるということは考えていないとの答弁でした。

以上で、当委員会の審査報告を終わります。御審議よろしく申し上げます。

○議長（坂本康隆君） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 質疑なしと認めます。

それでは、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております2議案については、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより、順次採決を行います。

お諮りいたします。

議案第70号 紀の川市国民健康保険直営診療施設条例の一部改正については、委員長の報告は可決とするものであります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第70号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第71号 紀の川市介護保険条例の一部改正については、委員長の報告は可決とするものであります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第71号は、原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第72号 平成30年度紀の川市一般会計補正予算（第1号）について

○議長（坂本康隆君） 日程第3、議案第72号 平成30年度紀の川市一般会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

ただいま議題としました議案につきましては、過日の本会議において、予算決算常任委員会に審査を付託していたものであります。

委員会審査報告書が提出されて、お手元に配付しておりますので、予算決算常任委員会委員長に審査結果の報告を求めます。

21番 室谷伊則君。

○21番（室谷伊則君）（登壇） それでは、予算決算常任委員会における審査の経過並びに結果について御報告いたします。

当委員会に付託されました議案第72号 平成30年度紀の川市一般会計補正予算（第1号）について、本庁舎6階委員会室1において委員会を開催し、6月12日に分科会の設置、付託議案の分担を行い、19日に総務文教分科会、20日に厚生分科会、21日に産業建設分科会を開催し、当局から説明の聴取を行い、26日に分科会長報告の後審査を行いました。

慎重審議の結果、本委員会に付託された議案第72号は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しております。

委員会における、質疑の主なものは次のとおりであります。

3款、1項、12目、人権推進費、井阪文化会館駐車場整備事業について、どれだけの土地を購入し、駐車場としては何台分確保できるのかとただしたのに対し、取得する土地の面積は413.47平方メートル、約125.1坪、駐車台数は、普通車で約15台程度が見込めるとの答弁でした。

また、土地購入費用の単価決定方法についてただしたのに対し、29年度の固定資産税評価額を7割、また6割で割り戻すという方法で土地の価格を算出したとの答弁でした。

次に、3款、2項、1目、児童福祉総務費、在宅育児支援事業で、県100%補助の委託事業ということであるが、月額幾らかとただしたのに対し、ゼロ歳児対象で、月額1万5,000円、出産後2カ月を経過した後の10カ月分で、トータル15万円との答弁を受け、2カ月経過してからということであるが、1カ月、2カ月を除いている理由をただしたのに対し、出産1カ月、2カ月についてはそれぞれの出産給付金等、他の給付が受けられるため、3カ月目からの支給になるとの答弁でした。

また、ことしの見込み人数はどれくらいかとただしたのに対し、今、見込んでいるのは132人であるとの答弁でした。

さらに、ゼロ歳児が対象ということであるが、この事業は待機児童対策ということであるのかとただしたのに対し、この事業は県施策で、主な目的は少子化対策ということと、和歌山県の人口をふやすということが大きな目的であるとの答弁でした。

次に、9款、1項、1目、消防総務費、消防防火対策事業、備品購入費の増額理由についてただしたのに対し、プロパンガスを使用し、本当の炎を見ながら消火の体験を行うのに使用する水消火器7本と炎を出す器具一式の購入との答弁でした。

また、3目、非常備消防費、消防団運営事業、備品購入費の増額理由についてただしたのに対し、女性でも使いやすい小型ポンプ、台車、ホース等一式の購入との答弁でした。

次に、10款、2項、2目、小学校教育振興費、児童就学援助事業、10款、3項、2

目、中学校教育振興費、生徒就学援助事業の特別支援就学奨励費について単価の改定額と対象者についてただしたのに対し、小学校では、当初の2万4700円から4万600円に改正、対象者については、当初の24人に変更なし。中学校では、当初の2万2,320円から4万7,400円に改正、対象については、当初の22人から8人増加の30人との答弁でした。

10款、3項、1目、中学校管理費、中学校運営事業について、1節、報酬の増額、8節、報償費講師等謝礼の減額理由についてただしたのに対し、部活動の指導者について、当初予算では報償費講師等謝礼で計上していたが、国から実施要領が示され、特別職の非常勤職員として身分を保障しなければならないため、特別職という位置づけで報酬として計上するとの答弁でした。

また、報酬の増額より報償費の減額が大きい理由についてただしたのに対し、学校や配置の人数、クラブ内容については変更がないが、時間当たりの単価が当初1,650円から1,600円に減額及び7月から設置となるため、設置期間が短縮されることにより減額との答弁でした。

10款、5項、1目、社会教育総務費、社会教育推進事業の臨時雇用賃金と社会保険料負担金の増額理由についてただしたのに対し、3月末で急に職員が退職したことにより、7月から3月までの臨時職員を雇用するための増額との答弁でした。

次に、歳入では、20款、4項、1目、雑入のコミュニティ助成事業補助金160万円の充当先についてただしたのに対し、9款、消防費、消防防火対策事業の備品購入費に60万円、消防団運営事業の備品購入費に100万円との答弁でした。

次に、第2表 地方債補正では、限度額で1,330万円限度額としているが、これは事業費でどれだけふえて、どんな内容でふえているのかとただしたのに対し、増額については、災害の事業費として4,000万円の工事費に対し、国庫負担金が0.667ということで2,668万円が入り、残り起債を充当するというので1,330万円の増額との答弁でした。

以上が、当委員会における審査の主な内容であります。以上で報告を終わります。御審議よろしくお願いを申し上げます。

○議長（坂本康隆君） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 質疑なしと認めます。

それでは、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案については、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

お諮りいたします。

議案第72号 平成30年度紀の川市一般会計補正予算（第1号）については、委員長の報告は可決とするものであります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第72号は、原案のとおり可決されました。

日程第4 議員提出議案第1号 2025日本万国博覧会の大阪・関西への誘致に係る決議について

○議長（坂本康隆君） 次に、日程第4、議員提出議案第1号 2025日本万国博覧会の大阪・関西への誘致に係る決議についてを議題といたします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

7番 石脇順治君。

○7番（石脇順治君）（登壇） 私は、ただいま議題となっております議員提出議案第1号2025日本万国博覧会の大阪・関西への誘致に係る決議についての提案理由を説明いたします。

賛成者は、上野宗彦議員、船木孝明議員、阪中 晃議員、榎本喜之議員、森田幾久議員、堂脇光弘議員、室谷伊則議員でございます。

決議（案）の朗読をもって提案説明とさせていただきます。

2025年に「いのち輝く未来社会のデザイン」をテーマとする国際博覧会を大阪・関西が一体となって開催することは、新たな産業や観光のイノベーションが期待できるなど、大きな経済効果をもたらすとともに、全世界に向けて圏域の存在感を示す絶好の機会となり、極めて大きな意義がある。

さて、本市においては、関西国際空港をはじめ大阪方面からの交通利便がよく、また平成29年3月には、京奈和自動車道紀北西道路の開通により、さらにアクセスも向上したところであり、本市並びに和歌山県にとっては、この上ない絶好の機会と言える。

このような国際博覧会の開催は、圏域全体のみならず和歌山県における産業振興や観光文化交流などを促進するとともに、市民生活の向上にも寄与することが期待できる。

よって、紀の川市議会は、大阪・関西における国際博覧会の開催を支持するとともに、誘致実現に向けた国内機運の醸成など必要な取り組みを国、大阪府市、経済界とともに積極的に推進していく。以上、決議する。

以上で、提案理由の説明を終わります。御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（坂本康隆君） 以上で、提案説明が終了いたしました。

これより、議員提出議案第1号につきまして、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 質疑なしと認めます。

それでは、質疑を終結いたします。

次に、議員提出議案第1号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 異議なしと認めます。

したがって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより、議員提出議案第1号につきまして、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「議長、19番、反対討論があります」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 19番 石井 仁君、討論があるようですので、この場合、原案に対する反対討論の発言を許可いたします。

19番 石井 仁君。

○19番（石井 仁君）（登壇） 議員提出議案 2025日本万国博覧会の大阪・関西への誘致に係る決議について、反対の立場からの討論を行います。

決議案は、2025年の大阪・関西における国際博覧会の開催を指示し、誘致に向けた必要な取り組みを推進していく内容となっています。

私は、国際博覧会自体を否定するものではありませんが、決議案に賛成できない理由を2点述べたいと思います。

一つは、会場となる人工島の夢洲が万博会場であると同時に、IR用地としても計画されているということです。大阪府と大阪市が策定した大阪の成長戦略では、大阪万博の誘致と合わせて「夢洲」への統合型リゾートIRの立地推進が掲げられ、夢洲を国際観光拠点にしていく構想となっています。

現在、国会では、IR、「カジノを含む統合型リゾート実施法案」が審議中ですが、賭博罪との整合性やギャンブル依存症への対策などで重大な問題をはらんでいます。仮に、カジノが解禁となって夢洲にIR施設が開業されれば、万博は一過性のものですが、その後は国際環境拠点という名目の「カジノの島」になってしまいます。

二つ目に、万博開催のために地元大阪府や大阪市が財政負担をすることになります。大阪府の基本構想によれば、会場建設費は1,200億円から1,300億円、運営費は690億円から740億円などとし、会場建設費は国と自治体、関西財界が3分の1ずつ負担するとしています。これ以外に、万博会場に不可欠な用地や鉄道等を設備する関連事業費が730億円とされています。これらは、大阪府・市にとって、巨額の負担となります。それ以上の経済効果があればいいですが、あったとしても、その効果がまず大阪府民・市民に届くかどうか。夢洲の開発にかけた費用を回収するために、IRの開業やその整備に

突き進まざるを得なくなるのではないかと疑問を持つものです。

以上、2点を指摘しまして、決議案に対する反対討論といたします。

○議長（坂本康隆君） 続いて、原案に対する賛成討論の発言を許可いたします。

賛成討論の発言はありませんか。

15番 森田幾久君。

○15番（森田幾久君）（登壇） 私は、ただいま議題となっています議員提出議案第1号 2025日本万国博覧会の大阪・関西への誘致に係る決議について、賛成の立場で討論いたします。

国際博覧会は、人類が抱える地球的規模の課題に対し、世界からの知恵を一同に集めることで解決策を提言する場であり、新しい時代を生きる知恵を広く発信することにより、世界と日本の平和的発展に大きく寄与することが期待できると考えております。

また、こうした万博は、日本のみならず世界各国から多くの人々が訪れ、開催都市を世界中にアピールする絶好の機会でもあり、この機に乗じて、関西を周遊する新たな観光ルートの創出や産業のイノベーションなど、経済の活性化につながると期待できます。

本議案の内容にもございますが、本市は関西空港をはじめ大阪方面からの交通利便がよく、また平成29年3月28日には京奈和自動車道紀北西道路の開通により、さらにアクセスも向上したところであり、本市並びに和歌山県にとっては、この上ない絶好の機会であり、産業振興や観光文化交流等、市民生活の向上にも寄与することが期待できると考え、2025日本万国博覧会の大阪・関西への誘致に係る決議について、賛成討論といたします。

○議長（坂本康隆君） ほかに討論はありませんか。

〔「討論なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） それでは、これで討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

この採決は、起立により行います。

お諮りいたします。

議員提出議案第1号 2025日本万国博覧会の大阪・関西への誘致に係る決議については、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（坂本康隆君） 起立多数であります。

したがって、議員提出議案第1号は、原案のとおり可決されました。

日程第5 議員派遣の件について

○議長（坂本康隆君） 次に、日程第5、議員派遣の件についてを議題といたします。

議員派遣の件については、会議規則第159条の規定により、お手元に配付のとおり議

員派遣を行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本康隆君） 御異議なしと認めます。

したがって、お手元に配付のとおり、議員派遣をすることに決しました。

日程第6 閉会中の継続審査及び調査の申し出について

○議長（坂本康隆君） 次に、日程第6、閉会中の継続審査及び調査の申し出についてを議題といたします。

議会運営委員長及び3常任委員会委員長から、それぞれ会議規則第104条の規定により、お手元に配付の写しのとおり閉会中も審査及び調査を継続いたしたい旨の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長の申し出のとおり、それぞれの委員会において閉会中も審査及び調査を継続することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本康隆君） 御異議なしと認めます。

したがって、各委員長の申し出のとおり、それぞれの委員会において閉会中も審査及び調査を継続することに決しました。

日程第7 本会議における発言の訂正について

○議長（坂本康隆君） 次に、日程第7、本会議における発言の訂正についてを議題といたします。

お手元に配付のとおり、船木議員及び中村市長より、本会議における発言について、訂正の申し出がありますので、会議規則第65条の規定により、許可いたします。

以上をもちまして、本定例会に付議されました案件は、全て終了いたしました。

それでは、市長から閉会に当たって発言を求められておりますので、これを許可いたします。

市長 中村慎司君。

○市長（中村慎司君）（登壇） 平成30年第2回定例会最終に当たり、お礼を申し上げます。

6月8日開催、本日29日までの22日間、上程いたしました議案につきましては、慎重審議をいただき、御承認をいただきましたこと、まずお礼を申し上げます。ありがとうございました。

さて、過日も停滞する梅雨前線の影響で、かなりの雨、貴志川や柘榴川が水位がかなり

上昇し、警戒をいたしたところではありますが、まだまだ続くこの自然災害等々に、これからも慎重に十分取り組んでいかなきゃならんと、そう思っております。

また、一方、大阪でも高槻、茨木方面では、震度6弱の地震もあり、子どもさん、とうとい小学生が塀の倒壊によって下敷きになり亡くなられた悲惨な事故もあったわけで、この後、全協でも、現在の紀の川市の状況を報告申し上げますが、こういう自然災害が最小限に食い止められるべく今後も頑張っていかなきゃならんと思っております。そういうことで、今後、議員各位の御協力をよろしくお願いしたいなと、そう思います。

また、7月に入りますと、粉河祭等々大きな行事もございます。また、8月に向けては、市民まつりがあるわけで、そこにも頑張りますので、成功裏にいろいろな行事が遂行できますよう御協力をよろしくお願い申し上げます。

まだまだ暑い日がこれからであります。熱中症等には十分御留意をされ、お元気で紀の川発展のために議員各位の取り組み、御協力をよろしくお願い申し上げ、閉会に当たっての御礼、お願いの御挨拶といたします。御苦労さんでございました。

○議長（坂本康隆君） それでは、平成30年第2回紀の川市議会定例会の閉会に当たり、私からも一言御挨拶を申し上げます。

去る6月8日に開会し、本日まで22日間にわたり慎重審議を賜り、また議会運営につきましても御協力をいただきまして、まことにありがとうございました。おかげをもちまして、本日無事終了することができました。

本定例会では、市民に開かれた議会への取り組みの一環として、休日議会を試みました。紀の川市議会は、今後におきましても、議会をより身近に感じていただけるよう柔軟な発想で議会運営に取り組んでまいりたいと思います。

また、市長はじめ職員の皆さんには、市政発展のため事務事業の執行にますます御精励賜りますようお願いを申し上げまして、簡単ではございますが閉会の挨拶といたします。

これで、本日の日程は全て終了いたしました。

会議を閉じます。

それでは、これをもちまして、平成30年6月8日召集の平成30年第2回紀の川市議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでございました。

（閉会 午前10時11分）